

滋賀県市町競争入札参加資格審査申請について【守山市 コンサル】

1 注意事項

- (1) 業者番号の入力項目には電子入札の際に使用するシステム番号（9桁）を入力してください。既に登録されている方は 守山市ホームページより登録業者一覧に掲載している番号を確認の上、入力してください。

※必ず、「2070～」から始まる9桁の番号をご入力ください。

◇守山市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約情報 > 電子入札 > 守山市電子入札システム>業者番号一覧

https://www.city.moriyama.lg.jp/sangyo_business/nyusatsukeiyuaku/1004978/1003022.html

●新規で登録をする方は、業者番号については「代表の電話番号（市外局番を含むハイフンを除いた番号）」を必ず入力してください。

- (2) 支店・営業所で登録する際は、各支店・営業所が希望する業種の許可を持っている必要があります。また、それぞれの登録業種に応じた法定技術者（これと同等以上の有資格者を含む。）を1人以上有している必要があります。

2 入札参加申請者の資格

入札参加申請のできる者は、次の(1)から(3)の条件を満たし、(4)から(10)までの条件のいずれかに該当する者としします。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないことおよび破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 経営状態が健全であり、市税等を滞納していない者
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関

与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けた測量業者
- (5) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた建設コンサルタント業者
- (6) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けた地質調査業者
- (7) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けた補償コンサルタント業者
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者
- (9) 建築設備の設計および監理を業とする者
- (10) 建設工事に伴う調査業務を行う者で(4)から(9)までに掲げる者以外のもの

3 資格の有効期間

- 市内本店および県内本店業者：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（1年間）
- 県外本店：令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

4 申請年度区分

- 市内本店業者および県内本店業者

毎年申請が必要です。

- 県外本店業者

2年に1度の申請が必要です。

※今回は定期年のため、全ての業者について申請が必要です。

5 業種区分

- (1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務
- (2) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門（ただし、廃棄物部門は除きます。）に係る業務
- (3) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務

- (4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門（ただし、総合補償部門は除きます。）に係る業務
- (5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務
- (6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務
- (7) 一般調査（土木）とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務

6 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

業 種 区 分	部 門 区 分
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連
建築設計監理	設計、監理
建築設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園
一般調査（土木）	

7 その他

- ・登録通知等の発行はいたしませんのでご了承ください。ただし、令和9年4月1日以降に登録業者一覧として「競争入札参加有資格者一覧」を守山市ホームページに掲載しますので、その掲載をもって登録の通知とさせていただきます。

8 問い合わせ

守山市役所 総務部 契約検査課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号：077-582-1147 ファクス番号：077-582-0539